

初任運転者への対応について

平成 29 年 3 月 12 日から運転者に対して実施しなければならない指導・監督の内容をまとめた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正されております。巡回指導においても指導・監督指針に関する項目について「不適切」となる事業者が増えており、違反となると警告や場合によっては 10 日以上車両停止の行政処分となります。以下の「トラック運転者新規雇入れ時の確認事項」を参考にしながら、今一度、内容を理解し、適切な指導・監督を行って頂きますようお願い申し上げます。



トラック運転者新規雇入れ時の確認事項

過去3年間の事故歴を自動車安全運転センターが発行する『**運転記録証明書**』を取得して把握



あり

←死亡事故、重傷事故惹起者
又は連続事故等惹起者に限る

なし

過去3年以内にトラック運送会社（事業用トラック）での運転経験の有無を履歴書の職歴等で確認

あり

- ・ 特定診断Ⅰ又はⅡを受診
- ・ 事故惹起者教育を実施（添乗指導を除く6時間）
※可能な限り添乗指導を行う

なし

- ・ 特定診断Ⅰ又はⅡを受診
- ・ 事故惹起者教育を実施（添乗指導を除く6時間）
- ・ 初任運転者教育を実施（添乗指導を含み35時間以上（指導教育15時間以上 + 添乗指導 20 時間以上））

あり

過去3年以内に初任診断を受診した場合は診断票を確認し、写しを営業所で保存管理する。ない場合は初任診断を受診

なし

- ・ 初任診断を受診
- ・ 初任運転者教育を実施（添乗指導を含み35時間以上（指導教育15時間以上 + 添乗指導 20 時間以上））

雇入れ時の健康診断を受診させましょう！



運転者の健康状態を**雇入れ時の健康診断**を受診し把握

→**運転者台帳へ記載**

※当該事業者（営業所）に雇用された時点から、3 カ月前までに以前の会社等で過去 3 カ月以内に健康診断を受診され、その診断結果が提出されている場合は、それをもって雇入れ時の健康診断に代えることができます。（診断結果写しの保存管理は必要）

乗務開始！

初任運転者は「指導の指針」に基づき

35 時間以上（指導教育 15 時間以上 + 添乗指導 20 時間以上）の時間で実施し、**必ず記録を作成・保存（3年間）**してください。

